



非常時を身構える(6)…コロナ赤字で去年の法人税を取り戻す

去年は多額の法人税を払いました。今は新型コロナで大赤字。

去年払った税金を取り戻して、資金繰りに使えればいいのに…。

税金を取り戻して生き残った

リーマン危機で破綻の不動産会社プロパスト社の2008年5月期は黒字185億円で法人税53億円。

業績急落で債権者から34億円分の販売用不動産等を差押えられて、民事再生法申請です。

再生計画の前提が「法人税還付請求」でした。差押えられたままでは何もできません。そこで前年の法人税53億円を還付で取り戻し差押解消を目指します。翌2009年5月期は赤字▲258億円。

赤字分は繰越欠損金として翌年以降に繰越し、その後(現行は10年間)の利益と相殺できます。

違う選択があります。今年の赤字を前年の黒字から引きます。

それで前年黒字がゼロになれば前年法人税はゼロで払い過ぎとなり全額「繰戻し還付」です。

2009年の赤字▲258億円を2008年の黒字185億円にぶつけて、法人税53億円の還付取り戻しに成功しました(金額は一部推測)。

この還付金で販売用不動産差押を解消し販売でき更に数億円が余ります。還付金で会社再生。

(実際は民事再生での繰戻し還付なので一般の場合と扱いが幾分違います。ここでは理解のためその違いの部分を無視し一般の企業が前年分の還付したものとしてお伝えしました。なお資本金1億円超で本来繰戻し還付不可でしたが、民事再生ゆえ還付できました。)

「繰戻し還付」税金取り戻し

資本金1億円以下なら民事再生等でなくとも通常の事業年度で使えます。(以下は青色前提)

新型コロナ対策で「10億円以下」に拡大される見込み(大企業子会社等除く)。

ここでは5月決算法人とします。

2019年5月期は黒字1000万円で法人税200万円を納税しました。

2020年5月期は新型コロナで業績悪化し▲1500万円赤字です。

税務調査が心配で還付でなく繰越欠損金として翌年以降へ繰越すことも多いのですが、ここで狙うは200万円「繰戻し還付」。

赤字▲1500万円を前年黒字1000万円にぶつけます(超過の赤字▲500万円は2021年に繰越し)。

これで2019年5月期は利益ゼロ法人税ゼロになります。納税済み法人税200万円が還付されて(非課税)、資金繰りに使えます。

還付は法人税(国税)だけ。法人住民税分の還付はありません。

5月決算なら7月末申告で、うまくいけば8月か9月の還付です。

(還付請求から3ヶ月経過で還付加算金(つまり利息)が付きますので、それまでには還付されると思われます。)

しかし12月決算なら来年2月申告。遅すぎます。この5月までの赤字が▲1500万円なら5月決算へ決算期変更し申告すればいい。

(議事録作成と定款変更・登記手続き不要・遅滞なく(できれば5月中でしょうが)税務署等へ変更の届出書提出・消費税等注意・会計事務所の手間と費用)

8月か9月には200万円還付かも。所得税(個人)なら「純損失の繰戻し還付」で同様の制度。た

だ個人は暦年なので来年3月の確定申告。決算期変更不可。前年の不動産や株式の譲渡税分は還付対象外。住民税分も還付なし。

災害損失の繰戻し還付ならば

震災や台風等の災害損失での繰戻し還付の特例があります。

新型コロナ損失でも使えますが、範囲が極めて限定されます。

赤字のうちで「災害損失欠損金」該当部分は、前1年の黒字でなく前2年の黒字からの還付です。

通常の繰戻し還付なら前1年分です。それが2年分になります。

前例で、2018年と2019年の5月期が各黒字1000万円各法人税200万円、合計2000万円と400万円。2020年5月期の災害損失欠損金▲2000万円なら400万円還付。

この制度なら中間期仮決算(12月決算法人なら6月中間期)で還付できるので決算期変更不要ともなります。所得税に同じ制度はなく、法人のみの制度です。

「災害損失欠損金」対象は「棚卸資産、固定資産等につき震災、風水害、火災等により…」です。

棚卸資産固定資産への被害、その被害拡大発生防止のための費用です。

例示では、飲食業食材の廃棄損・感染者確認で廃棄した器具備品等除却損・消毒費用・マスク消毒液購入費用・イベント中止で廃棄した商品等廃棄損。客足減少の売上減少額・休業期間中に支払う人件費・イベント中止で支払うキャンセル料や会場借上料は対象外。

つまり売上減や人件費は対象外で、今回新型コロナではほぼ使えなそうです。通常の「繰戻し還付」を使うことを考えます。